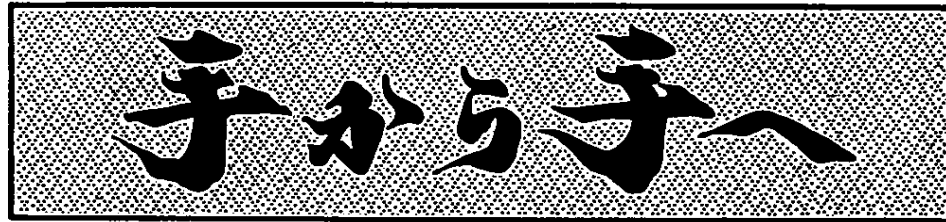


この『手から手へ』は全教職員に配布しています。
まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

発行
東京都立大学労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http://tmu-union.org/



第 2875 号

2020 年 12 月 1 日

海外で主催されるオンライン学会参加に 夜間勤務手当を ~ 解明要求提出



東京都立大学労働組合は、11月27日（金）法人に対して、「深夜時間帯に行われる国際学会への参加と夜間勤務手当について」解明要求を提出しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響は、研究活動にも広がっています。国内外の学会が中止や延期される一方、従来は対面で行われていた国際学会も、オンラインで開催されるケースが増えてきました。

海外で行われる学会には、これまでは開催国への海外出張という取り扱いでしたが、オンラインで行われる学会では、時差の関係で日本時間の深夜（午後10時から午前5時まで）に及ぶケースもあります。労働基準法第37条第4項は、午後10時から午前5時までの間において労働させた場合に割増賃金を支払わなくてはならないと、定めています。大学教員の労働時間は裁量労働制ですが、深夜勤務の割増賃金については支払わなくてはなりません。東京都立大学でも、健康福祉学部の助産実習については、組合の指摘もあって、深夜勤務の割増賃金が支払われています。

オンラインで行われる学会では、会場費などの経費がかからず、登録料も安くなる傾向にあり、加えて旅費もかからないために、これまで以上に参加が容易になります。研究者にとっては、国際活動の幅が広がるチャンスでもあります。一方で、欧米諸国がホストとなる場合は、数日、深夜に参加しなければな

らないなどの問題も抱えており、学内での講義や実習が軽減されなければ、長時間労働が強いられることとなります。

今回の解明要求では、深夜に及ぶ学会参加に関わる夜間勤務手当の支払いについて、基準を示すよう求めています。

資料 労働基準法 第37条 第4項

使用者が、午後10時から午前5時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

解明要求は裏面に⇒

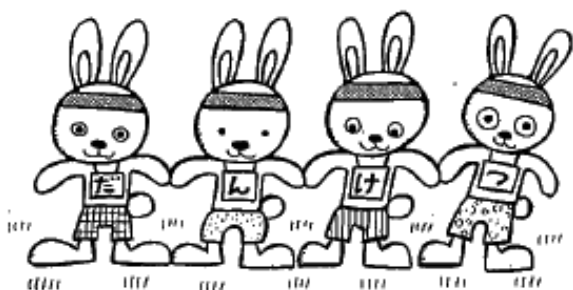
2021 年版
いわさきちひろカレンダー
☆大判カレンダー（A2判・7枚）
☆1400円（税込み・特別価格）

組合事務室で扱っています

恒例の大望年会は中止

東京都立大学労働組合中央執行委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、毎年恒例の組合主催「大望年会」を、今年は中止することを決定しました。

例年ビンゴ大会を行っていたので、今回は『手から手へ』新年号にパズルを掲載し、賞品を用意いたします。お楽しみに！



東京都公立大学法人
理事長 島田 晴雄 殿

東京都立大学労働組合
中央執行委員長 左古 輝人

深夜時間帯に行われるオンライン国際学会への参加と 夜間勤務手当についての説明要求

大学教員の勤務形態は裁量労働制ですが、深夜の時間帯に勤務を行なった場合には、夜間勤務手当が支給されます。実際に、健康福祉学部の助産実習の指導にあたる教員には、組合の要求もあって夜間勤務手当が支給されています。

昨今、新型コロナウイルスの世界的感染拡大が深刻化しています。そうした中で、従来は対面で行われていた国際学会などが、オンラインで行われるケースが増えてきています。海外で行われる国際学会参加の場合、これまでであれば開催国への出張という取り扱いでしたが、オンラインの場合は、時差の関係で日本の深夜時間帯（午後10時から午前5時の間）に及ぶこともあります。

しかし法人当局からは、深夜時間帯に行われる、オンライン国際学会への参加と夜間勤務手当について、これまで何ら通知もありません。少なくとも、オンライン国際学会への参加による深夜勤務に際して、学会登録料が研究費で支払われている場合は、勤務命令があったものとみなされ、夜間勤務手当の支給対象となるはずですが。

こうしたケースについて、下記の質問にお答えください。

なお、この件については、当局に対して11月18日に口頭で質問していますが、未だに回答がないため、改めて説明要求とし文書で回答を求めます。

記

1. 深夜時間帯（午後10時から午前5時の間）に行われる、オンラインの国際学会や国際会議に参加した場合、深夜勤務にあたりと考えるが、いかがか。
2. 深夜勤務にあたる場合には、当然、夜間勤務手当が支給されるはずであるが、いかがか。
3. 深夜勤務にあたらなると考えられるケースがあるとすれば、どのような場合か。
4. 上記のような疑問に答えるために、法人は何らかの基準を早急に示すべきと考えるが、いかがか。
5. 上記の説明事項に、12月10日までに文書回答すること。